

医療機関等を受診された被災者の方々へ

以下の方々については、平成24年10月1日以降も、引き続き、医療機関等の窓口負担（1～3割）の免除は延長されます。

1 免除を受けることができる期限と対象者

(1) 原発事故による警戒（避難指示）区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の住民の方は、平成25年2月28日まで延長されています。（加入されている医療保険の種類を問いません。） 1

(2) (1)以外で、以下の要件に該当する方は、平成24年10月1日以降の免除は加入されている医療保険によって対応が異なりますので、ご加入の保険者へお問い合わせください。

<免除要件>

(1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、被災地域から他市町村へ転出した方を含む）であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

1 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

2 免除証明書の取扱いについて

平成24年10月1日以降は、有効期間欄に10月1日以降の日付が表示されている免除証明書の提示が必要となります。

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方で、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている発行済みの免除証明書の有効期間は、平成24年9月30日までで終了となります。

以下の市町村国民健康保険に加入されている方、又は後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方についても、平成24年10月1日からは、免除証明書の提示が必要となります。なお、平成24年9月30日までは、被保険者証があれば免除証明書は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

免除証明書に関してご不明な点は、下記の医療保険の保険者にお問い合わせください。

【国民健康保険】お住まいの市町村 又は 加入されている国民健康保険組合

【後期高齢者医療制度】市町村 又は 福島県後期高齢者医療広域連合（電話 024-528-9025）

【全国健康保険協会（協会けんぽ）】全国健康保険協会福島支部（電話 024-523-3916）

【上記以外の健康保険等】加入されている各医療保険の保険者又はお勤め先の事業所

このお知らせのお問い合わせ先

福島県保健福祉部国民健康保険課 電話 024-521-7203